

輸出入に当たって必要な手続について

経済産業省
産業技術環境局
資源循環経済課

輸出入に当たって必要な手続について

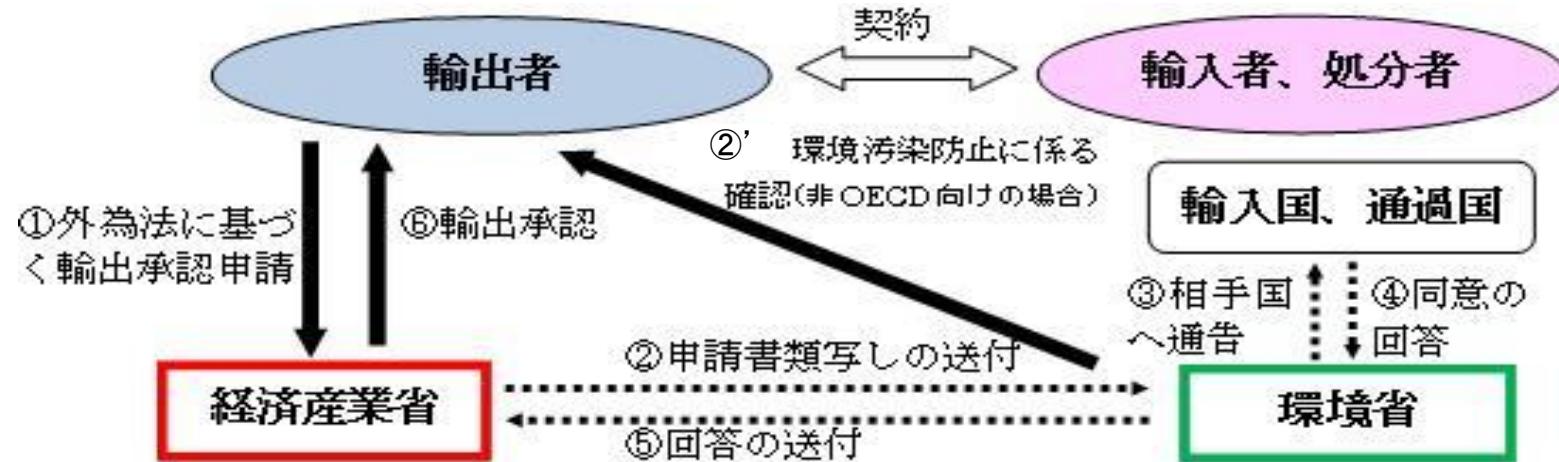
説明項目

1. バーゼル法規制対象物の輸出手続
2. 押印を求める手続の見直し
3. 認定制度について
4. 事前相談について

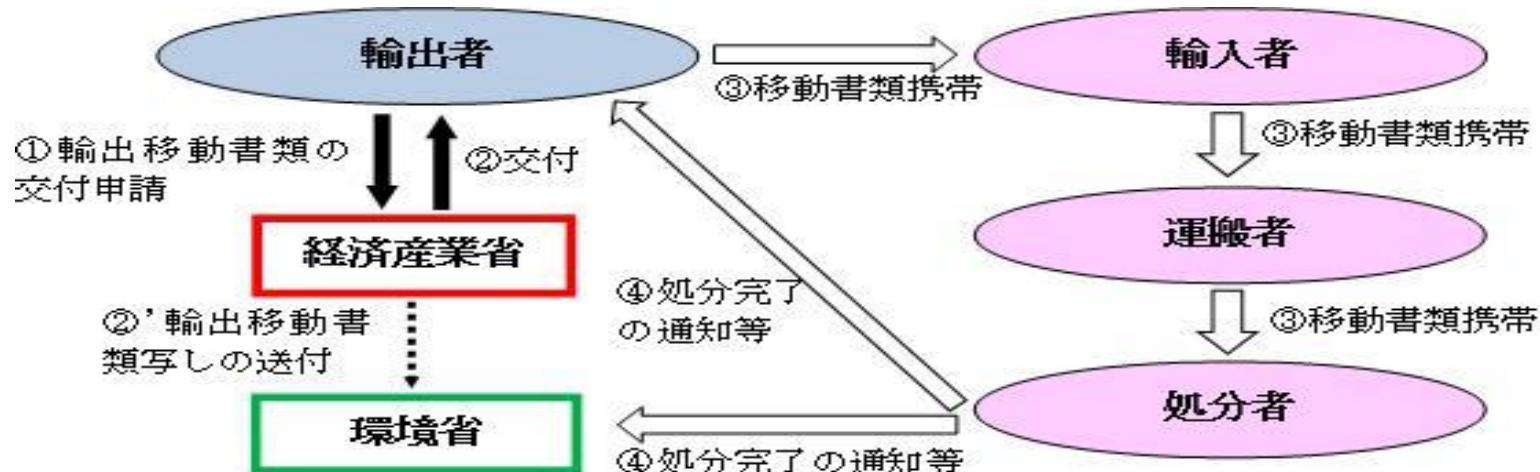
1. バーゼル法規制対象物の 輸出入手続

バーゼル規制対象物の輸出手続の流れ

特定有害廃棄物等を輸出することとなった段階

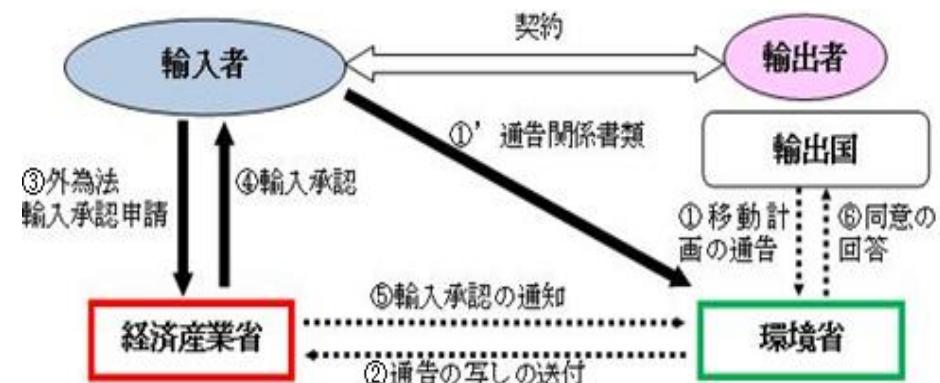


特定有害廃棄物等の輸出の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階

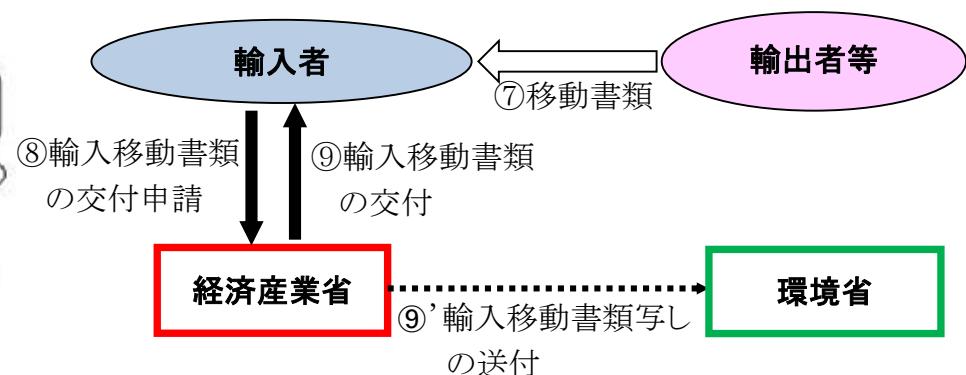


バーゼル規制対象物の輸入手続の流れ

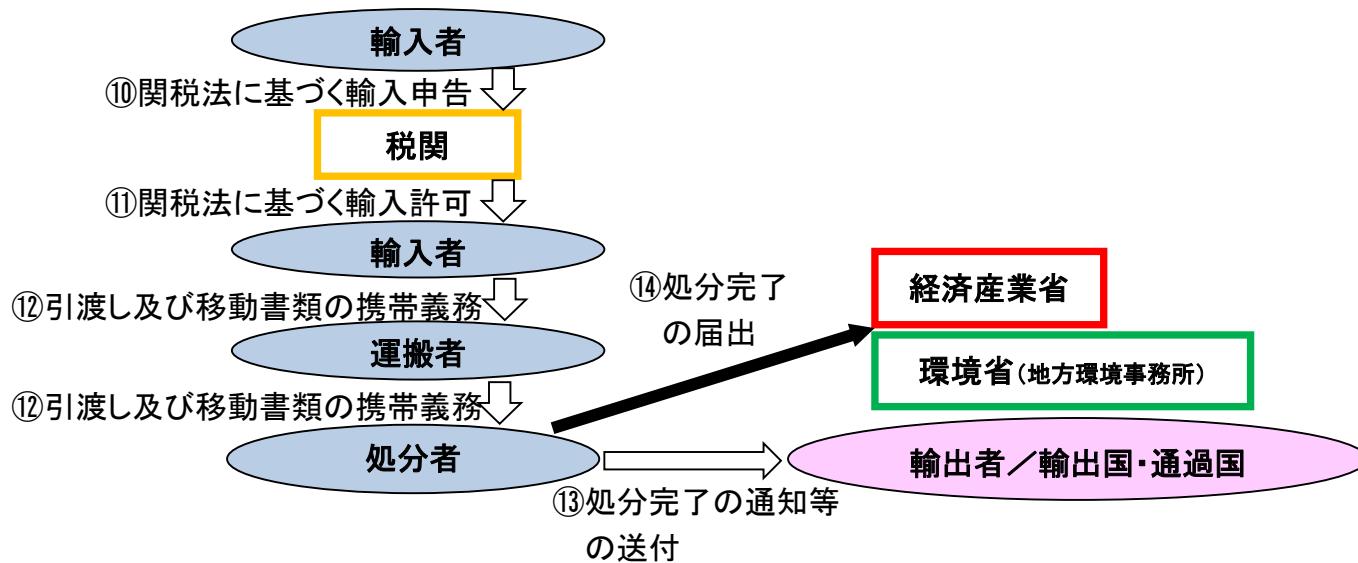
(i)特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階



(ii)特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、輸入申告するまでの間



(iii)特定有害廃棄物等の輸入の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階



輸出入承認申請の電子申請

輸出入承認申請は電子申請が大変便利です。

- NACCS貿易管理サブシステムを使用すれば、貴社のパソコンから経済産業省に電子申請を行うことができ、大変便利です（窓口手続や郵送が不要）。
- 電子発給の承認証をシステム上で隨時確認できるので通関手続が便利です。

このほかにもメリットがあります。

輸出（入）承認証における

- 通関業者との受渡しにかかるコスト・時間
- 税関に持っていくコスト・時間が減ります。

承認と同時に、
全国どこの税関
でも申告することができます。

同時に異なる港・
空港で通関ができます。

通関業者等による
代理の電子申請も
できます。

特定有害廃棄物（バーゼル条約規制対象貨物）の輸出及び輸入承認申請数は、ここ数年、増加傾向にあります。経済産業省は、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を推進してまいります。



①NACCS貿易管理サブシステムに関するお問合せ先：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 電子化・効率化推進室
mail: qqfcbj@meti.go.jp

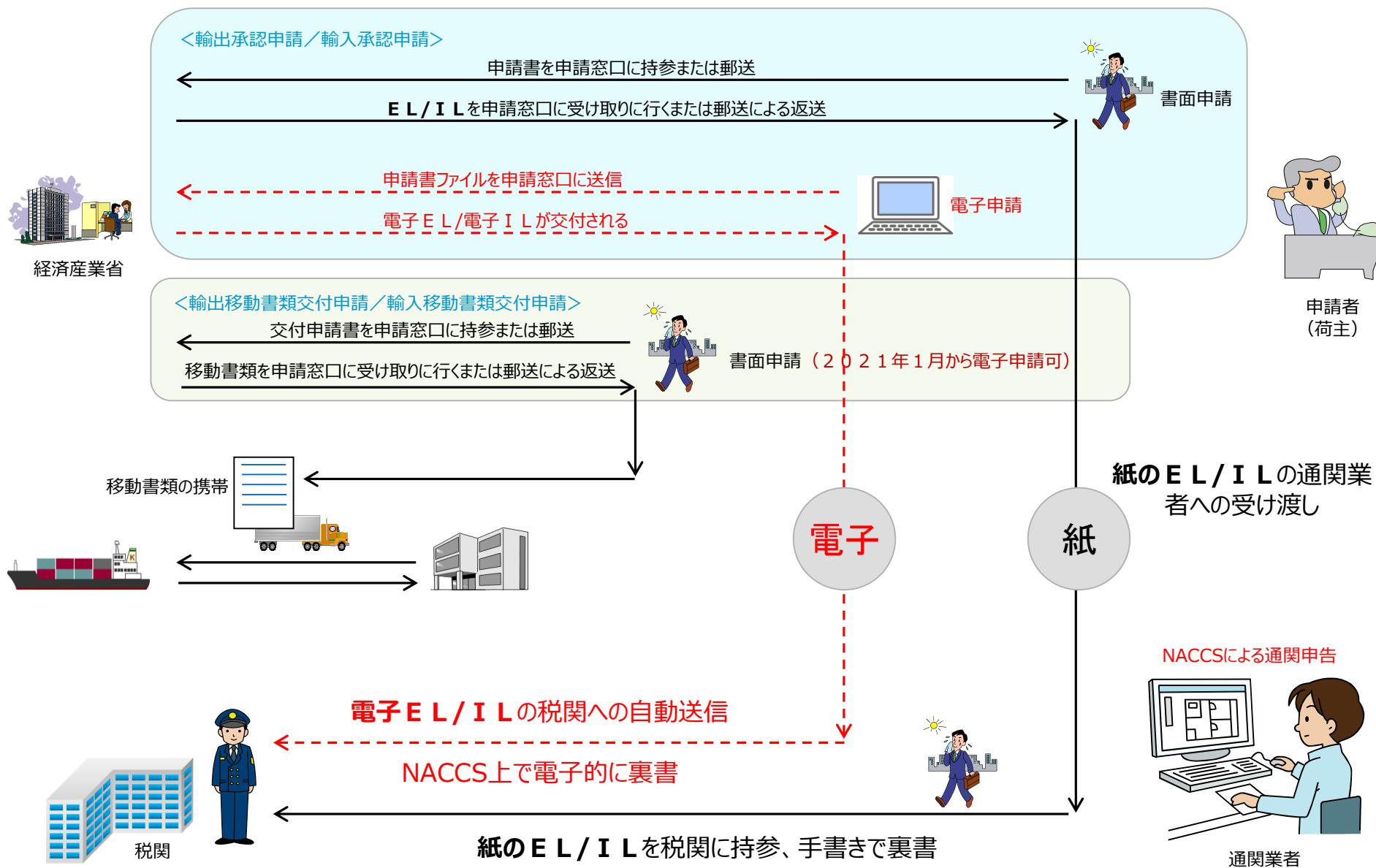
②承認申請に関するお問合せ先：

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当
電話 (03) 3501-1659 mail: basel2015@meti.go.jp



※電子申請の導入をお考えの会社を対象に、ご希望の日時に本省会議室又は個別訪問にて、NACCS貿易管理サブシステムの概要、操作方法、利用申込の説明、ならびに利用される電子申請の操作デモンストレーション等を、質疑応答とあわせて隨時実施しております。詳しくは、上記①のお問い合わせ先までご相談ください。

輸出入承認における電子申請の流れ



輸出入承認申請手続等における留意事項

- 相手国がバーゼル条約締約国又はOECD加盟国であることを確認
(非締約国には輸出入できません。)
- 輸出入承認証の有効期間は6ヶ月です。ただし、有効期間内に輸出入が完了しない契約の場合は、輸出の場合は輸入国の同意、輸入の場合は輸出国の通告を踏まえ、承認日から最長1年の特別有効期間を設定することができます。
- 輸出承認（輸入承認）を受けても、輸出移動書類（輸入移動書類）の交付を受けないと、実際の輸出（輸入）はできません。なお、移動回数が複数回にわたる場合は、移動ごとに輸出移動書類（輸入移動書類）の交付を受けなければなりません。
- 輸出移動書類（輸入移動書類）は、輸出（輸入）の承認内容と一致していないと交付されません。

＜輸出承認の際の留意事項＞

- OECD加盟国向けの輸出と、OECD非加盟国向けの輸出とでは、輸出承認の申請に必要な提出書類が異なります。
- 輸入国の同意がないと輸出承認はされません。

＜輸入承認の際の留意事項＞

- 輸出国からの事前通告の内容と輸入承認の申請内容が一致していないと輸入承認はされません。

バーゼル条約加盟国リスト

(187カ国・1機関・1地域)

西欧その他

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、パレスチナ、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、EU、バヌアツ共和国

中東欧

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、グルジア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、マケドニア、モンテネグロ、ウクライナ

中南米・カリブ諸国

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・キツ・ネーヴィス、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、スリナム共和国

アジア太平洋

バーレーン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、クック諸島、キプロス、北朝鮮民主主義人民共和国、インド、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、カザフスタン、キリバス、クウェート、キルギスタン、レバノン、マレーシア、モルジブ、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、オマーン、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、大韓民国、サモア、サウジアラビア、シンガポール、スリランカ、シリア、タジキスタン、タイ、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン、トンガ、ラオス、イラク、パラオ、アフガニスタン、ツバル

アフリカ

アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、チャド、中央アフリカ共和国、コモロ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン共和国、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニヤ、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、南アフリカ、スーダン、スワジランド、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ソマリア、ジンバブエ

注1: **太字下線国**は、OECD加盟国

注2: バーゼル条約非締約国である米国を含めたOECD加盟国は、バーゼル条約締約国か否かに関わらず、OECD理事会決定が適用される。

注3: 2020年12月現在の情報

輸出（輸入）移動書類の運用における手続ミス

近年、承認を受けた貨物の輸出入の移動件数及び数量が増加しているところ、次のような事例（手続ミス）が複数発生。

最近の事例

【最近多い事例】

- 計量する正味数量の合算ミスにより、移動交付数量を超過した（輸出）。
→**移動書類の申請数量以上の輸出入はできませんので、ご注意ください。**

【その他の事例】

- ①運搬業者が移動書類を不携帯のまま、貨物の移動を行った（輸出）。
- ②輸入承認の条件である『通関前に「移動書類」の写しを経済産業大臣に提出すること。』を行わずに通関した（輸入）。

このような手続ミスが発生した場合、発生した経緯や具体的な再発防止策等の事実関係を確認できるまで関連手続を保留することがありますので、手続ミスのないようご注意ください。

2. 押印を求める手続の見直し



押印を求める手続の見直し

- ①「規制改革実施計画」(令和2年7月閣議決定)を踏まえ、バーゼル法関係省令の手続を見直し
- ②具体的には、これまで様式で求めていた押印を廃止

(改正した省令)

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則

様式第1～第3、様式第6～第9、様式第11～第17、様式第19～第21までの「印」を削除。

なお、施行後においても、当分の間は旧様式を使用できる。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令

様式第1及び様式第5の「記名押印又は署名」を「記名又は署名」に修正。様式第2～第4及び第6の「印」を削除し、これら修正に伴う注を修正。

なお、施行後においても、当分の間は旧様式を使用できる。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令

様式第1及び第2の「印」を削除。

なお、施行後においても、当分の間は旧様式を使用できる。

(参考)

○外国為替及び外国貿易法に基づく、輸出承認申請書や輸入承認申請書の様式中、「記名押印又は署名」を「氏名又は名称及び代表者の氏名」に修正。

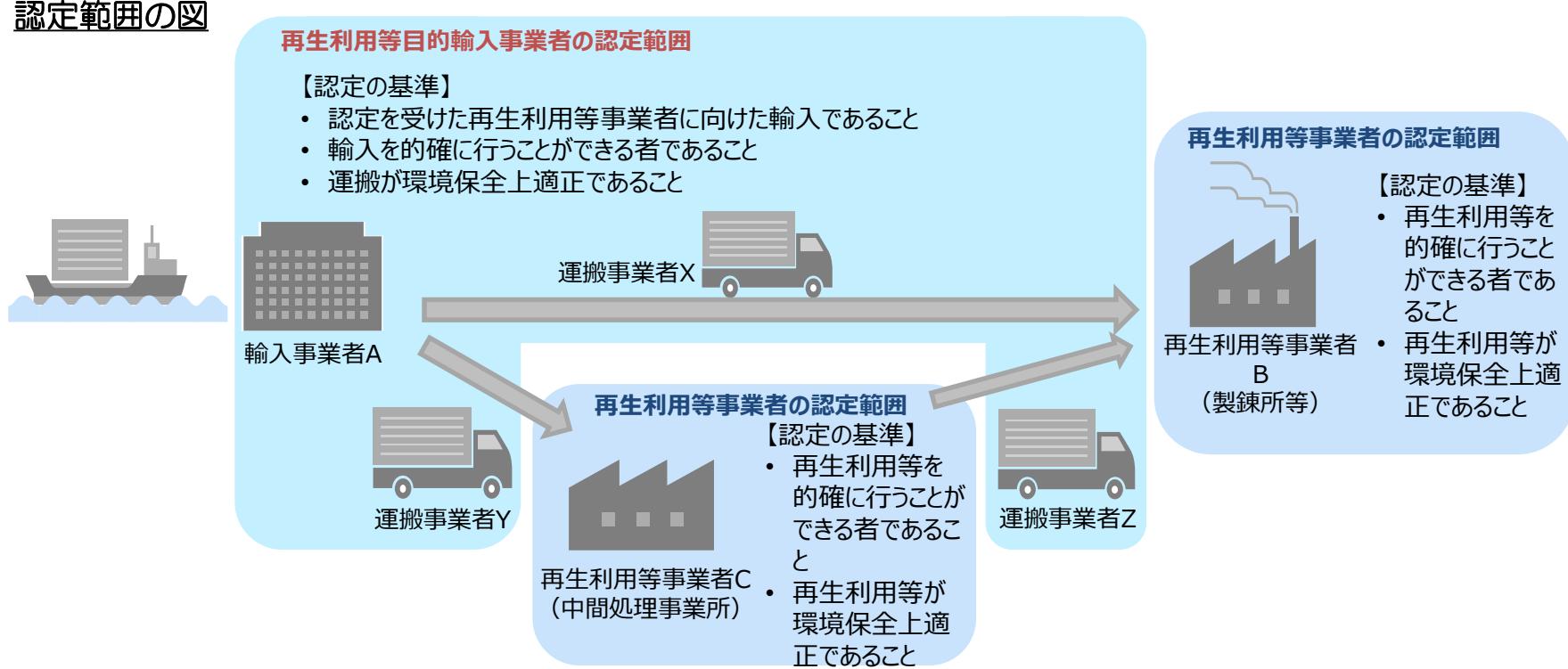
3. 認定制度の概要



再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度の概要

➤ 優良事業者に対して、有害廃棄物等の輸入手続を簡素化し、先進的な環境技術を有する我が国のリサイクル技術の活用を促進するため、再生利用等目的輸入業者・再生利用等事業者の認定制度を創設

認定範囲の図



認定制度による手続の違い

従来の輸入手続と比べ、輸入承認の不要、処分完了の国への報告が年に1回（輸出国側への連絡は受領・処分の都度必要）等、手続が緩和。
対象：認定証を保有している認定事業者の輸入

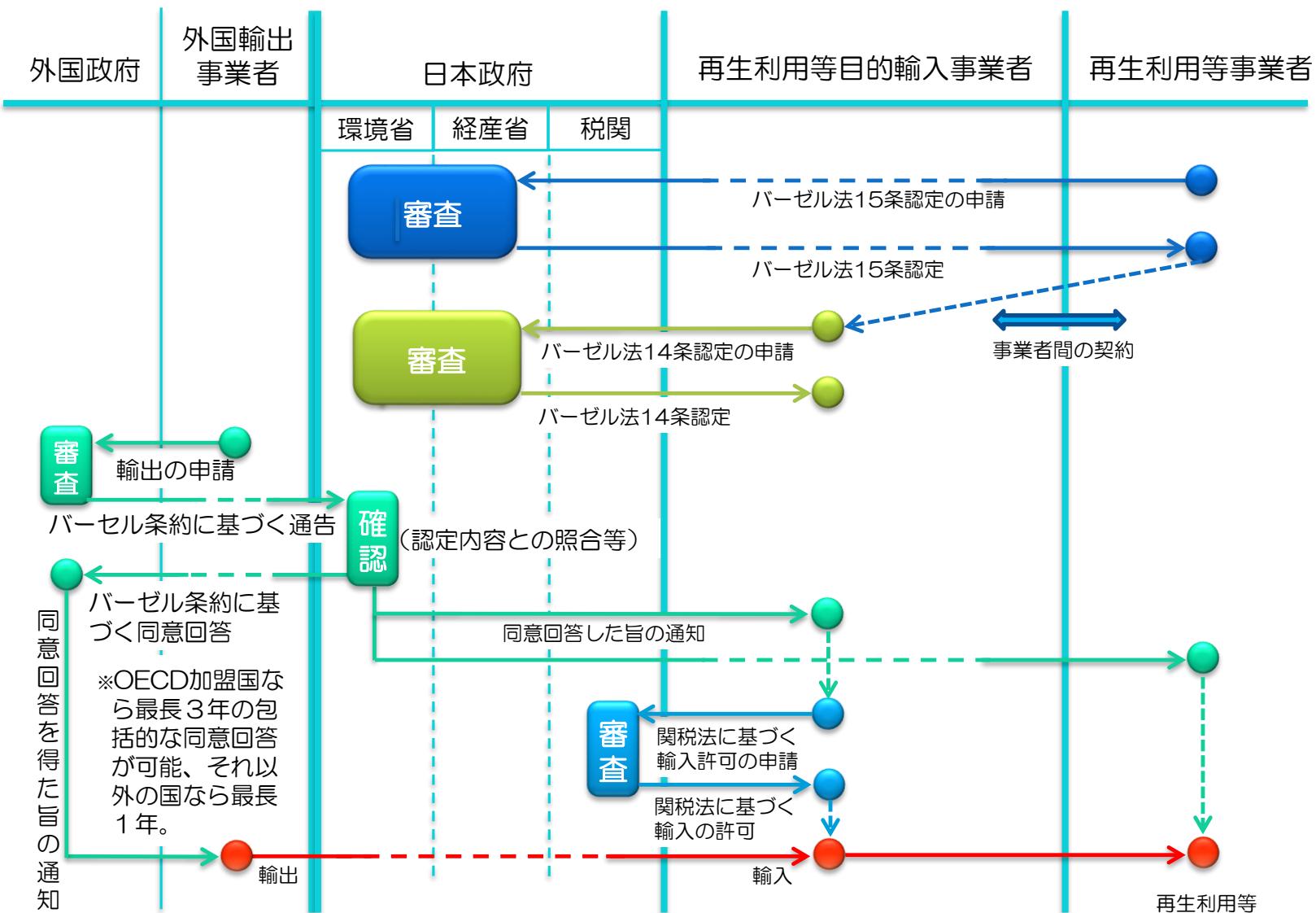
	従前の輸入承認	認定業者
輸入承認	○	×（再生利用等目的輸入者がその認定に係る特定有害廃棄物等を輸入する場合）
事前の通告同意	○	○
輸入移動書類等	○（経産省から交付）	△（自ら作成）
相手国等への通知 (引き渡しを受けたとき・処分を行ったとき)	○	○
経済産業大臣及び環境大臣への報告	○（処分ごと）	○（1年に1回まとめて）

○：手続要、×：手続不要



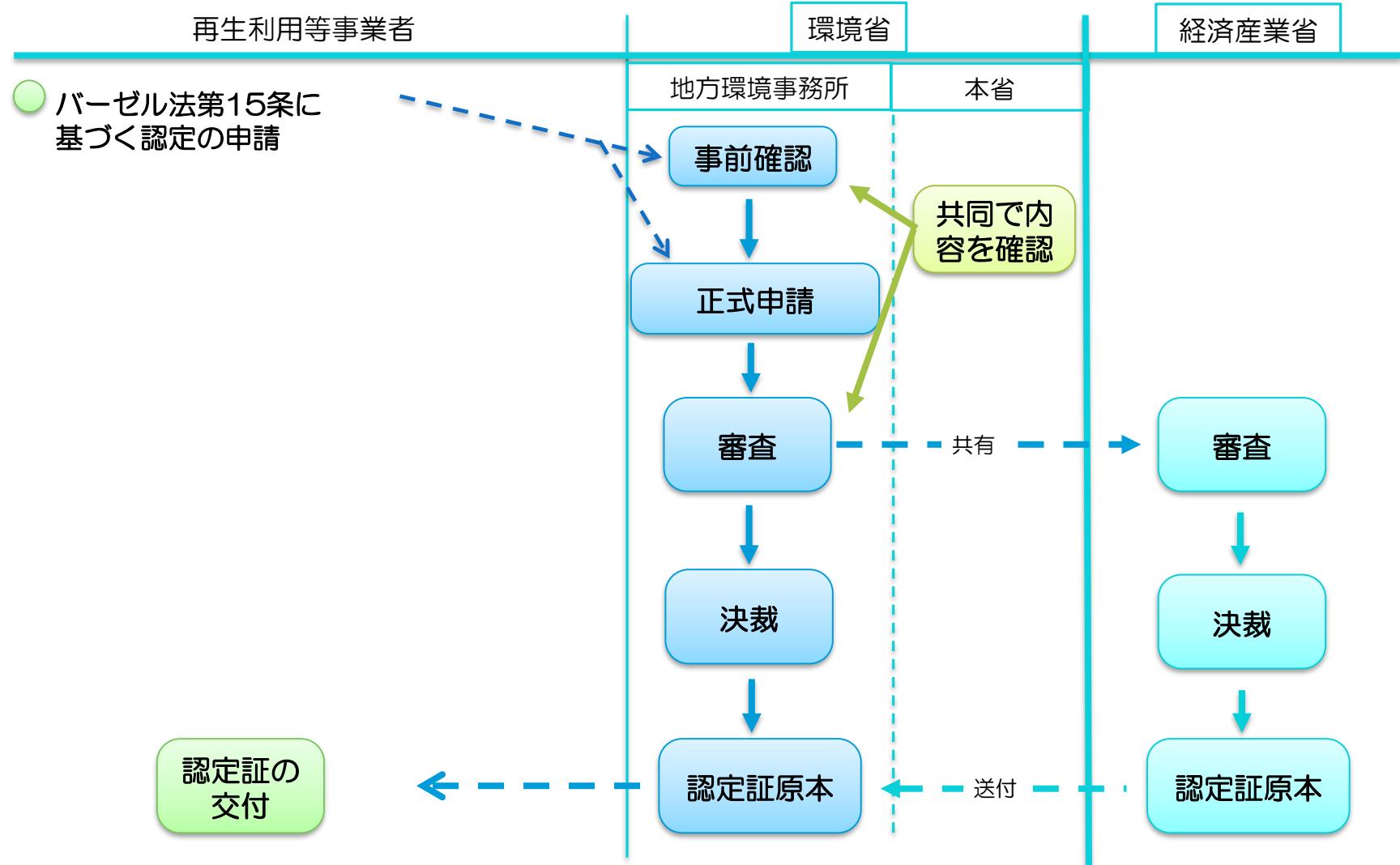
その他のバーゼル条約上の義務は引き続き必要

認定取得から輸入までの手続の流れ



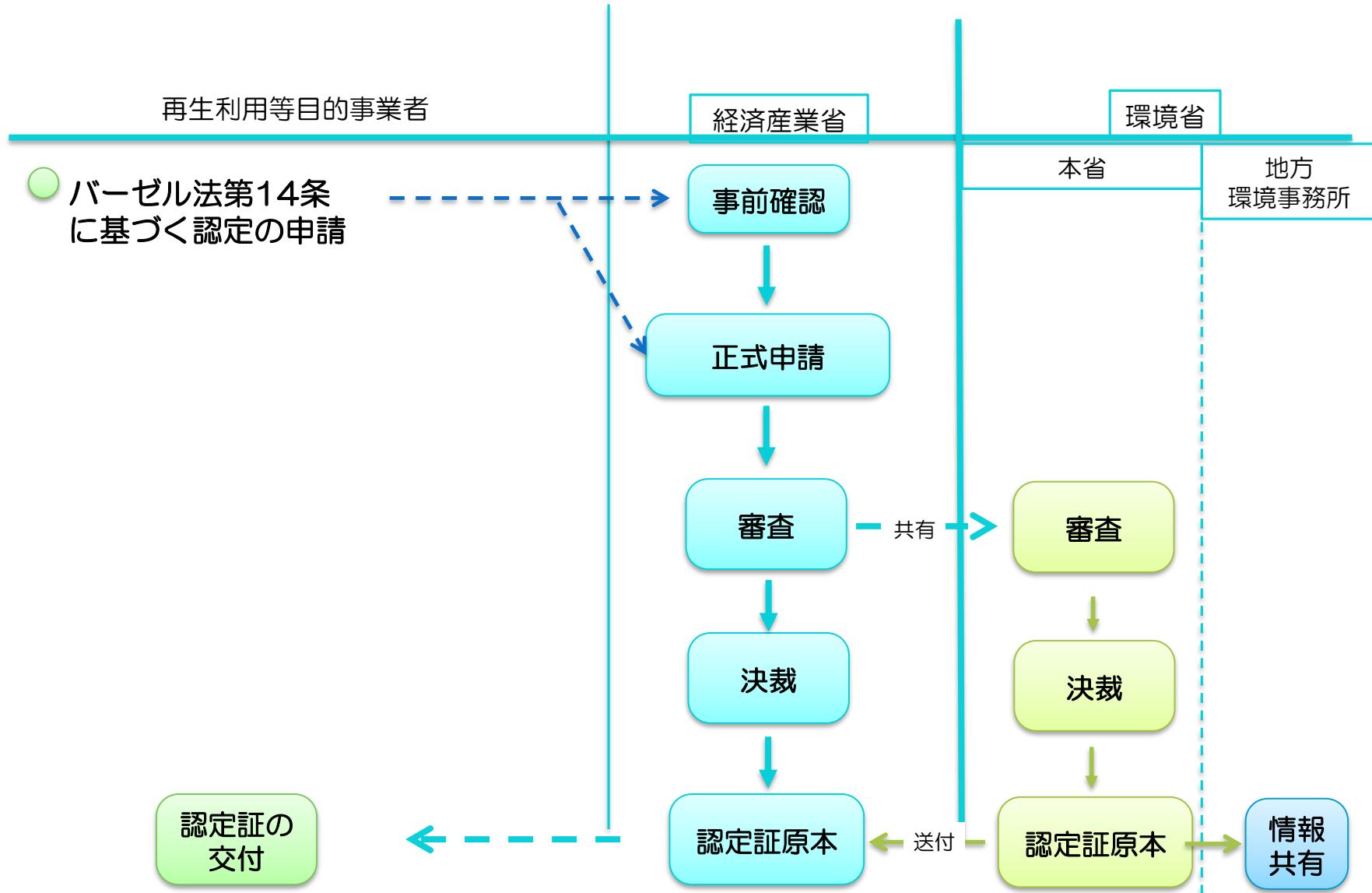
認定に係る審査の流れ

再生利用等事業者（法第15条）



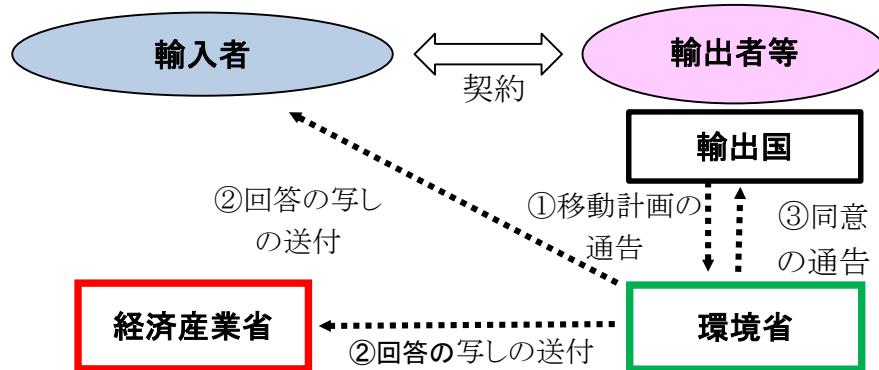
認定に係る審査の流れ

再生利用等目的輸入事業者（法第14条）

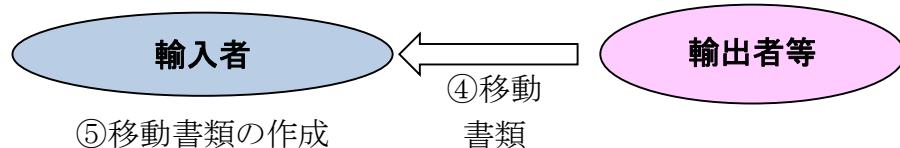


認定制度による輸入手続

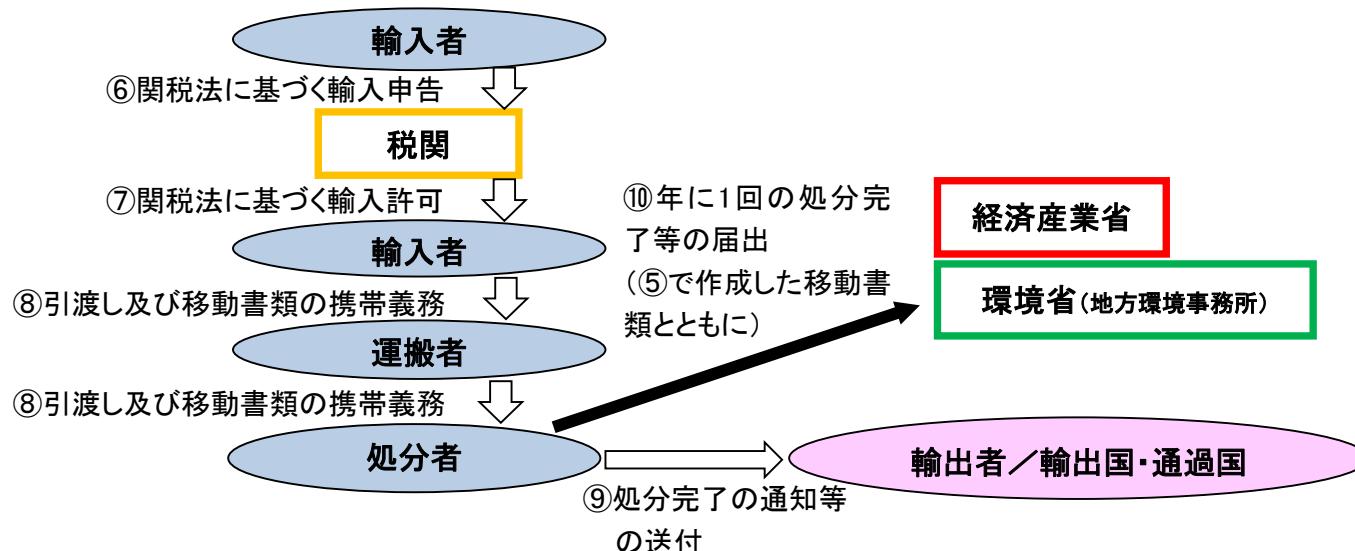
(i) 特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階



(ii) 特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、輸入申告するまでの間



(iii) 特定有害廃棄物等の輸入の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階



※認定制度では次の手続が不要となる

- ・外為法に基づく輸入承認申請
- ・外為法に基づく輸入承認
- ・輸入承認の通知
- ・輸入移動書類の交付申請
- ・輸入移動書類の交付
- ・輸入移動書類の送付
- ・処分の都度処分完了の届出
 (認定制度の場合は、年に1回の報告)

4. 事前相談について

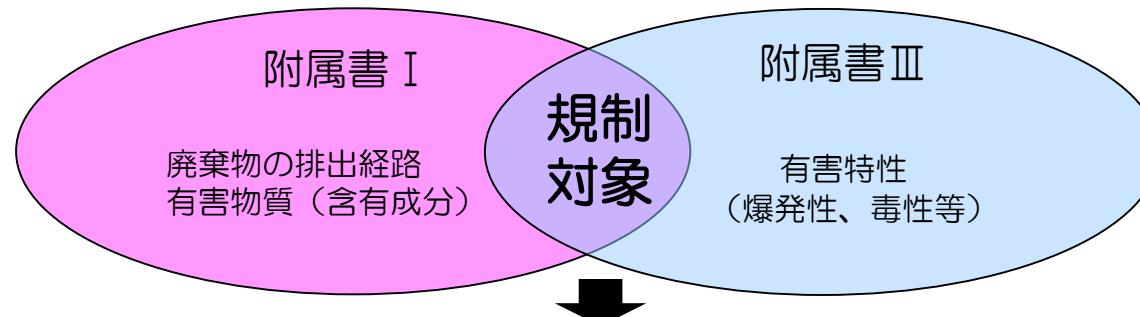


バーゼル条約の規制対象物の範囲

バーゼル条約上の規制対象物となる「有害廃棄物」は、**条約附属書IVの処分（最終処分又はリサイクル）**を行うために輸出入されるものであって、次に掲げるもの。

- ア) 附属書Iに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書IIIに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）→図参照
- イ) 附属書IIに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（家庭系廃棄物、特別の考慮が必要な廃プラスチック）
- ウ) 締約国の国内法令により有害とされている廃棄物（但し、条約事務局に通報されたもの）

附属書IV（最終処分又はリサイクル）



規制対象となるものの明確化（リスト化）

附属書VIII（原則規制対象）

鉛蓄電池、廃油、めっき汚泥、廃石綿、シュレッダーダスト 等

規制対象とならないものの明確化（リスト化）

附属書IX（原則規制対象外）

鉄屑、貴金属の屑、紙屑、繊維屑、ゴム屑 等

バーゼル規制対象の具体例

＜原則規制対象外＞

- ・バーゼル条約附属書IXに該当するもの

→バーゼル法では、特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（以下、環境省令という）別表第2、3に該当するもの

➤ 鉄くず (B1010)

➤ 紙くず (B3020)

➤ 繊維くず (B3030)

➤ ゴムくず (B3040)



バーゼル規制対象の具体例

＜原則規制対象のもの＞

- ・バーゼル条約附属書Ⅲに該当するもの

→バーゼル法では環境省令別表第4、第5又は第6に該当するもの

➤ 鉛バッテリー (A1160)



➤ 廃油 (A3020)



➤ シュレッダーダスト (A3120)

➤ 医薬品の製造工程等からの廃棄物 (A4010)

➤ 医療行為からの廃棄物 (A4020)



バーゼル法の規制対象物の範囲

条約附属書IV

(最終処分目的(埋立、焼却等)、リサイクル目的(金属回収等)に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物)

該当

省令別表第2 (OECD理事会決定の
グリーン対象物)

該当

以下のいずれかに該当

- ①リサイクル目的かつOECD加盟国に向けた輸出
- ②リサイクル目的の輸入

該当

規制対象外

非該当

非該当

省令別表第3 (規制対象外リスト)
鉄くず、繊維くず等

(注)備考1:省令別表第5、6に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことに
より、省令別表第5、6に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まない。

該当

省令別表第5、6

鉛、ヒ素、ダイオキシン類等を一定
以上含むもの 等

非該当

省令別表第4
(規制対象リスト)

めっき汚泥、鉛蓄電池、PCB等

該当

非該当

該当

規制対象外

規制対象 (特定有害廃棄物等)

注) これ以外に、

- ・条約附属書IIに掲げる物(家庭系廃棄物)、
- ・他の締約国から規制対象を定めた旨の通報を受けて環境省令で定める物も、特定有害廃棄物等に該当
(http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel_info/index.html)。

品目別の規制情報（中古品）

- バーゼル条約で規制の対象となる「有害廃棄物」は、条約附属書IVの処分（＝最終処分又は再生・回収）を行うため輸出入される物。
- 中古品は、これに該当しないため、原則、規制対象外。

しかしながら、中古品として輸出された使用済み電気・電子機器が、輸入国から中古品ではなく有害廃棄物と判断され、日本へシップバック（返送）される事案が多数発生。

このため、一部の中古品については事前相談（行政サービス）の対象とし、相手国で中古品として使われることの確認を実施している。

- 一般的な中古品の輸出に関しては、その物が「中古品として再使用できるもの」であり、条約附属書IVの処分（＝最終処分又は再生・回収）目的でないものであることが前提。
そのため、輸出する物について、少なくとも、次の確認が必要となる。
 1. 破損、傷、汚れがないこと（写真）
 2. 荷姿（破損等しないよう適切な梱包がなされていること；写真）
 3. 買取価格（入荷伝票）及び輸出価格（契約書等による中古品としての取引の事実関係）
 4. 輸入国における中古市場が存在すること（輸入国における販売店の名称、住所及び写真）

事前相談の窓口

- 輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）が、廃棄物処理法又はバーゼル法規制の対象に該当するか否かについての助言（口頭での回答）を行うもの（行政サービス）。
- バーゼル法の該非判断は、輸出入者が責任を持って実施するものであり、事前相談は輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありません。実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものでもありません。

窓口：環境省地方環境事務所
輸出入港近くの事務所

廃棄物処理法
バーゼル法

経済産業省
(一財) 日本環境衛生センター

バーゼル法

事前相談手続の流れ

相談者（輸出者・通関業者等）

（相談先）

（一財）
日本環境衛生
センターへ

経済産業省
資源循環経済課
へ

環境省地方
環境事務所へ

注 意
書類を送付した後、必ず相談先
へ電話連絡を！



（事前相談における必要書類）

日本環境衛生センター（経済産業省）への提出書類

- 必ず提出いただく書類
 - ①事前相談書
 - ②インボイス
 - ③輸出入契約書
 - ④国内取引伝票（請求書、領収書等） *輸出のみ
 - ⑤貨物全体の写真（電子メール、若しくは郵送等で送付）
- 必要に応じて提出いただく書類
 - ⑥成分分析表
 - ⑦分析サンプルの写真
 - ⑧企業概要
 - ⑨その他
 - ・中国等の場合、相手国における許可証の添付を求める場合がある。
 - ・中古品の場合、輸入国における販売店の名称、住所、写真（修理を行う場合は修理工場の名称、住所及び写真）の添付が求められる。
 - ・使用済み鉛バッテリー、使用済みブラウン管テレビの中古利用目的の輸出に際しては、「メーカー、型式、製造年、通電検査結果」のリスト等の添付が求められる。
 - ・これら以外にも必要に応じて、書類の添付を求めることがある。

環境省地方環境事務所への提出書類

- 必ず提出いただく書類
 - ①輸出案件用確認事項（輸出の場合のみ）
 - ②廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書
 - ③貨物と金銭のフロー図
 - ④発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類（契約書、インボイス等）
 - ⑤貨物のカラー写真（貨物の状態がはっきりわかるもの）
 - ⑥発生工程及び処理工程を示す書類（工程図、施設の写真、企業概要等）
- 必要に応じて提出いただく書類
 - ⑦廃棄物処理法に基づく許可証（いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合）
 - ⑧成分分析表
 - ⑨分析サンプルの写真
 - ⑩相手国における許可証
 - ⑪その他

※ 斜体文字は、廃棄物処理法の確認に必要な書類

お問合せ

●輸出入承認申請等について

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

有害廃棄物貿易審査担当

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1659（直通）FAX：03-3501-0997

こちらはバーゼル法規制対象貨物の輸出手続窓口であり、バーゼル規制該非判断の相談窓口ではありませんのでご注意下さい

◆バーゼル法規制対象物の輸出手続概要案内

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/index.html

●認定制度について

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-4978（直通）FAX：03-3501-9489

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5501-3157（直通）FAX：03-3593-8264

経済産業省 事前相談窓口

(一財)日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

(電話)044-288-4941

(FAX)044-288-4946

(電子メール) basel@jesc.or.jp

※日本環境衛生センター単独で判断できない場合は、

経済産業省 産業技術環境局資源循環経済課 と協議の上、御回答させていただきます。

環境省 事前相談窓口（地方環境事務所）

○北海道地方環境事務所

管轄地域：北海道

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 1札幌第1合同庁舎3階

(電話) 011-299-3738 (FAX) 011-736-1234 (電子メール) REO-HOKKAIDO@env.go.jp

○東北地方環境事務所

管轄地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階

(電話) 022-722-2871 (FAX) 022-724-4311 (電子メール) REO-TOHOKU@env.go.jp

○関東地方環境事務所

管轄地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

〒330-9720 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

(電話) 048-600-0814 (FAX) 048-600-0518 (電子メール) HAIRI-KANTO@env.go.jp

○中部地方環境事務所

管轄地域：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

(電話) 052-955-2132 (FAX) 052-951-8889 (電子メール) REO-CHUBU@env.go.jp

○近畿地方環境事務所

管轄地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階

(電話) 06-6881-6502 (FAX) 06-6881-7700 (電子メール) REO-KINKI@env.go.jp

○中国四国地方環境事務所

管轄地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11階

(電話) 086-223-1584 (FAX) 086-224-2081 (電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

○四国事務所

管轄地域：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階

(電話) 087-811-7240 (FAX) 087-822-6203 (電子メール) MOE-SHIKOKU@env.go.jp

○九州地方環境事務所

管轄地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

〒860-0047 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟4階

(電話) 096-322-2410 (FAX) 096-322-2446 (電子メール) REO-KYUSHU@env.go.jp